

## 公立甲賀病院地方独立行政法人化支援業務に係る事業者選定条件

本業務委託において事業者の参加資格について以下のとおりとする。

### 1. 事業者に関する条件

- ① 本プロポーザル公告日の時点において、平成28・29年度の公立甲賀病院組合一般業者（物品販売等）入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - ※ 競争入札参加資格の登録を受けていない者の参加  
本プロポーザル公告日の時点において、平成28・29年度の公立甲賀病院組合一般業者（物品販売等）入札参加資格者名簿に登録されていない者については、プロポーザル参加資格確認申請書提出時まで、公立甲賀病院組合管理者あて一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、審査を受け登録される必要がある。様式は、公立甲賀病院のホームページ「調達情報」からダウンロードすること。
- ② 300床以上の公立病院の地方独立行政法人化支援業務を主たる受託者として受託し、履行した実績（既に地方独立行政法人に移行しているものに限る）を有する者であること。（委託契約書の写し・資料等を添付のこと）
- ③ 主たる実務者として300床以上の公立病院の地方独立行政法人化支援業務に従事した実績を有する者を本件業務に従事させることができること（配置予定者の業務に関する経歴書を添付のこと）
- ④ 本委託業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑤ 共同企業体（JV方式）による参加は不可とする。
- ⑥ 本社・支社・営業所等のいずれかが公立甲賀病院から片道2時間以内で移動可能な範囲に位置し、各業務が円滑に行えること。
  - ※ 営業所等調書（様式は任意とし、所在地のわかる地図・公立甲賀病院までの所要時間を記載のうえ上記の事項を証明する内容である事）
- ⑦ 業務の再委託（全部委託）は不可とする。

### 2. 事業者について、次のいずれかに該当する者は、選定対象外とする。

- ① 過去3年間に営業停止処分その他の不利益処分を受けた者。
- ② 資格確認基準日において公立甲賀病院組合・滋賀県・甲賀市・湖南市のいずれかに於いて指名停止措置を受けている者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- ④ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
- ⑤ 経営不振の状態（破算手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申立がなされたときまたは特別清算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、または手形取引停止処分がなされたとき）にある者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者。